

「和歌山県新型コロナウイルス感染症に

係る誹謗中傷等対策に関する条例」

和歌山県からお知らせ

新型コロナウイルス感染症に感染した方やそのご家族、医療従事者の方などに対して不当な扱いをしたり、ウェブサイトやSNSで不確かな情報や誹謗中傷の書き込みをしたりといった、心ない言動が和歌山県においても広がっています。

このような状況を踏まえ、和歌山県では、誹謗中傷などが行われない社会の実現を目的とする「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」を令和2年（2020年）12月24日に施行しました。

本条例では、新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷などを禁止し、誹謗中傷などを行った者に対して、誹謗中傷などを行わないことやインターネット上に投稿した情報の削除を促すことなどを規定しています。

誹謗中傷などの禁止

発言やインターネットへの投稿などのあらゆる方法により、新型コロナウイルス感染症に感染したことや、感染防止策を適切に講じていないことを理由に、その内容が事実か否かに関係なく、誹謗中傷を行ったり、不当に名誉を毀損したりする行為を行ってはけません。

和歌山県では、新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷などをなくすための啓発や、県民の皆さまからの相談への対応などに取り組んでいます。

県民の皆さまには、不確かな情報や根拠のないうわさに惑わされることなく、県や市町村などの正しい情報に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷などを行わないよう、人権に配慮した行動をお願いします。

コロナ差別相談ダイヤル

新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷などについての対応を行うため、和歌山県では相談窓口（相談ダイヤル）を設置しています。

相談窓口では、誹謗中傷などにより対応すべきかの助言などを行います。例えば、インターネット上の誹謗中傷などの書き込みについては、プロバイダーなどへの削除依頼の方法を助言するとともに、無料の法律相談などを紹介していただけます。一人で悩まずに相談してください。

● コロナ差別相談ダイヤル

☎ 073・441・2563

※受付時間／9時から17時45分まで（土日祝除く）

その他のお知らせ

人権特設相談所

3月18日（木）、人権特設相談所を開設します。皆さまからの人権に関する困りごとや悩みの相談をお受けします。相談は無料で、秘密は厳守します。

● 場所／きび保健福祉センター

● 時間／13時から16時まで

電話による人権相談窓口

● みんなの人権110番／さまざま

な人権問題の電話による相談

☎ 0570・003・110

● 子どもの人権110番／いじめ・虐待など子どもの人権問題

☎ 0120・007・110

● 女性の人権ホットライン／家庭内暴力など女性の人権問題

☎ 0570・070・810

■ 本条例に関する問い合わせ

和歌山県人権政策課

電話 073・441・2561

ファクス 073・433・4540

■ 人権に関する問い合わせ

有田川町教育委員会 社会教育課

電話 22・4513

ファクス 32・4827